

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者



【対象者・利用料】

- ◆ 幼稚園や認定こども園（1号認定）の利用者は、満3歳から保育料が無償。
- ◆ 保育園や認定こども園（2号認定）の利用者は、4月1日時点で満3歳を迎える3歳児クラスから5歳児クラスまで保育料が無償。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの利用者は、市町村民税非課税世帯のみ保育料が無償。

幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用者



【対象者・利用料】

- ◆ 幼稚園や認定こども園（1号認定）の利用者において、町から【保育の必要性の認定】を受けた利用者は、月の利用日数に応じて11,300円を上限に無償。また、市町村民税非課税世帯の利用者は、満3歳となった年度内は、月額16,300円を上限に無償。

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業の利用者



【対象者・利用料（月額）】

- ◆ 町から【保育の必要性の認定】を受けた利用者で、3歳児クラスから5歳児クラスは37,000円を上限に、0歳児クラスから2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の利用者は、42,000円を上限に無償。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設等で、都道府県等に届出を行っていて、町から確認を受けた施設が対象となります。

就学前の障害児の発達支援などの利用者



【対象者】

- ◆ 児童発達支援などを受けている、3歳児クラスから5歳児クラスまでの利用者の利用料は無償。

幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	保育所 認定こども園 (2号・3号認定)	施設型給付幼稚園 認定こども園 (1号認定)		認可外保育施設等
	保育短時間 保育標準時間	教育時間	預かり保育	
3~5歳児クラス	対象	対象	対象(※2) 上限11,300円	対象(※2) 上限37,000円
満3歳児(※1)	—	対象	—	—
満3歳児(※1) 【市町村民税非課税世帯】	—	対象	対象(※2) 上限16,300円	—
0~2歳児クラス 【市町村民税非課税世帯】	対象	—	—	対象(※2) 上限42,000円

(※1) : 3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども

(※2) : 保育の必要性の認定が必要です。

無償化の対象外

- ◆ 通園送迎費や行事費、1号・2号認定の子どもの給食費。ただし、年収360万円未満相当世帯や第3子以降の利用者の副食費は免除。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当	副食費保護者負担	副食費免除	

※多子のカウント方法は、保育所等は小学校就学前の最年長の子どもを第1子、幼稚園等は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子とカウントします。

対象児童の保護者の方へ

【無償化の対象となる手続が必要な方】

- ◆ 幼稚園や認定こども園の1号認定の子どものうち、保育を必要とし、預かり保育を利用する子ども。
- ◆ 認可外保育施設等（一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育施設等）を利用する子どものうち、保育を必要とする子ども。

【申請等の案内】

- ◆ 町内の認可保育施設（光明こども園、遍照幼稚園）や、町内の認可外保育施設（出口保育園）を利用されている方には、「施設経由」で御案内します。
- ◆ 町外の認可保育施設（太陽の子幼稚園、小林昭和幼稚園、おおむたこども園）を利用されている方には、「役場から直接」御案内します。

【町外の認可外保育施設等を利用されている方】

- ◆ 利用の状況等を役場が把握できないことから、手続の詳細は、利用する施設または下記「問い合わせ先」に御確認ください。

問い合わせ先：高原町役場 町民福祉課 福祉係 TEL:0984-42-1067
※町ホームページにも掲載しています。アドレス：<https://www.town.takaharu.lg.jp>